◎新潟県告示第29号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成29年1月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町六日町線
- 3 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧の別 | 敷 地 | の幅員 | 延 | 長 |
|-------------------|---|------|----------|-------|----------|---|
| 十日町市字家前未甲 219 番から | | 新 | 9.4~67.0 |)メートル | 74.1メートル | |
| 同市字平内沢未乙60番まで | | 旧 | 9.4~16.8 | 3メートル | 74.1メートル | |

備考 路線の重用

全区間県道新座八箇線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線 名 新座八箇線
- 3 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧の別 | 敷 | 地 | の | 幅 | 員 | 延 | 長 |
|------------------|---|------|------|--------|-----|-----|---|----------|---|
| 十日町市字家前未甲 219 番カ | ý | 新 | 9.4~ | ·67. 0 |)メー | -トル | , | 74.1メートル | |
| 同市字平内沢未乙60番まで | | 旧 | 9.4~ | ·16. 8 | 3メー | -トル | , | 74.1メートル | |

備考 路線の重用

全区間県道十日町六日町線と重用